

# 道路施設台帳作成要領

1 . 3 版

北海道開発局・中部地整抜粋版  
1 . 0 版

平成 1 8 年 9 月

国土交通省 中部地方整備局

## 1.6. 共通説明事項

以下に示す項目は、各道路施設台帳において記入内容が共通なものについてまとめたものである。その他の各台帳固有の内容については、各台帳の説明を参照のこと。

### (1) 工事名，業者名，責任者名，TEL

工事名，業者名，責任者名，連絡先（TEL）等を作成支援システムの工事情報追加で作成する。

### (2) 名称

「名称」の項目欄の記入は、以下に示すとおりとする。（全角で10文字以内）

#### 1) 固有名詞を持つ施設（橋梁、地下道など）

その名称を記入する。

「橋」「××歩道橋」「交差点」など

#### 2) 固有の記号番号を持つ施設（照明灯、標識など）

市町村名（名古屋については区名）及び記号番号を記入する。

「町 三 1 0 2 - 6 5 1」

#### 3) 上記1)、2)以外の施設（無名の交差点など）

地先名(大字まで)を記入する。なお、2地先にまたがっている場合は、主な地先を記入する。

### (3) 所在地

該当する区間の所在地（字名まで）について、記入する。

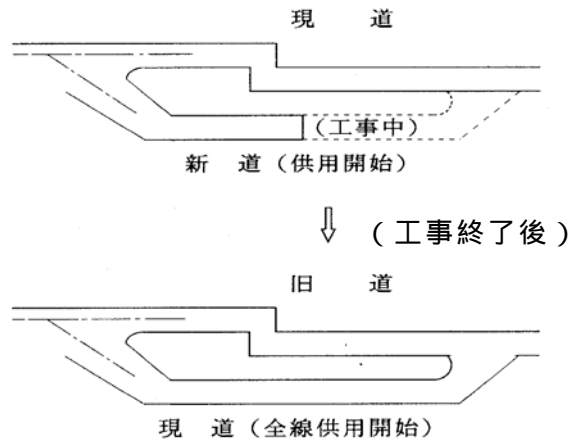
所在地(自)	共通説明事項	23211	愛知県豊田市〇〇町
		市区町村コード	地先名

### (4) 路線名（半角数字のみ記入）

#### 1) 一般国道の路線名と現道・新道・旧道の区分を記入する。

現道、旧道、新道の区分については以下の考え方にもとづいて整備する。

- ・現道：現道とは、旧道及び新道以外の道路をいう。
- ・旧道：バイパス等の建設に伴い建設前の道路が、他の道路として編成（編入）されずに存在する場合の元の道路をいう。
- ・新道：新道とは、バイパス部分が現道に連結されないで部分的に供用されている区間をいう。



## (5) 距離標

- 1) 施設の位置を示す距離標の記入方法には、次の2つの方法がある。

延長方向に長さを持たない施設の場合（道路標識、道路照明等）

このような施設に対する距離標の記入欄は1つであり、その設置場所の距離標を記入する。

延長方向に長さを持つ施設の場合

このような施設に対する距離標の記入欄は、起点側と終点側について設けてあるので次の2項目を記入する。

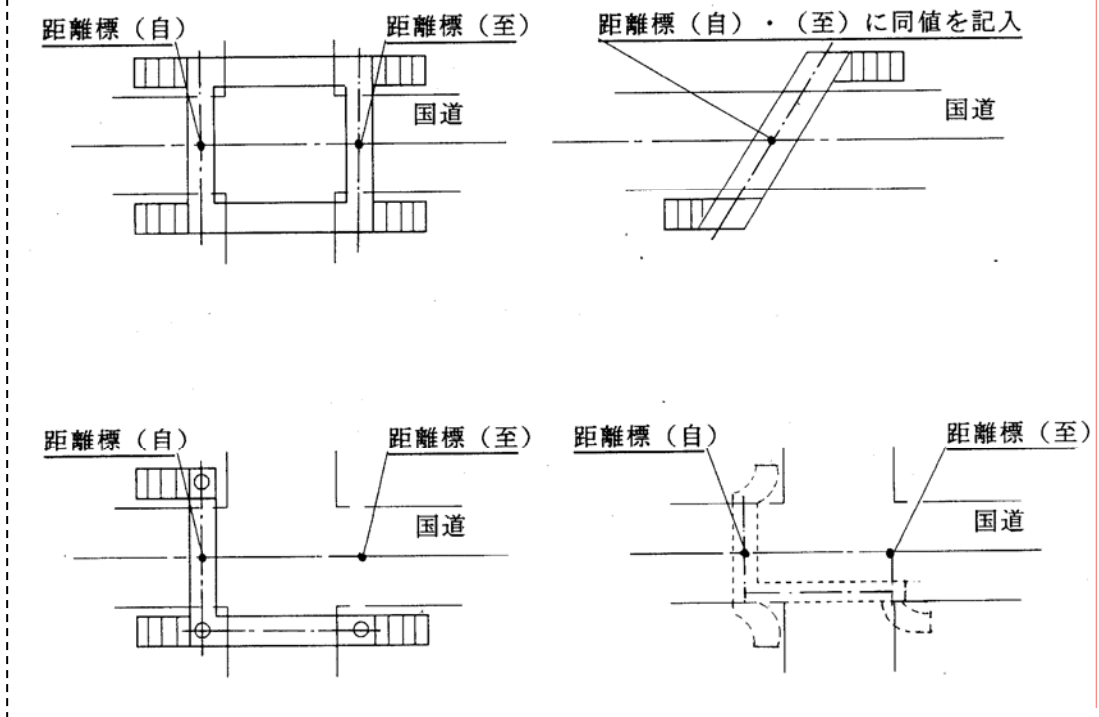
- 距離標（自）： 起点側の距離標を記入する。
- 距離標（至）： 終点側の距離標を記入する。

但し、附図単位で台帳を作成する場合は、施設に関係なく附図の起終点の距離標を記入する。

- 2) 測定の方法は、起点側の距離標から行うものとする。
- 3) 横断歩道橋や地下横断歩道等のように管理道路を斜めに横断している場合には、「距離標(自)」と「距離標(至)」に道路中心線上の距離を同値として記入する。
- 4) 未供用区間で距離標が無い場合、工事監督職員を通してデータ作成支援部署に確認し、供用後を想定した距離標を記入する
- 5) 交差点改良などで現地の距離標位置が変更され、これに伴い、距離標を変更すべき施設がある場合には、当該施設の距離標も変更する。

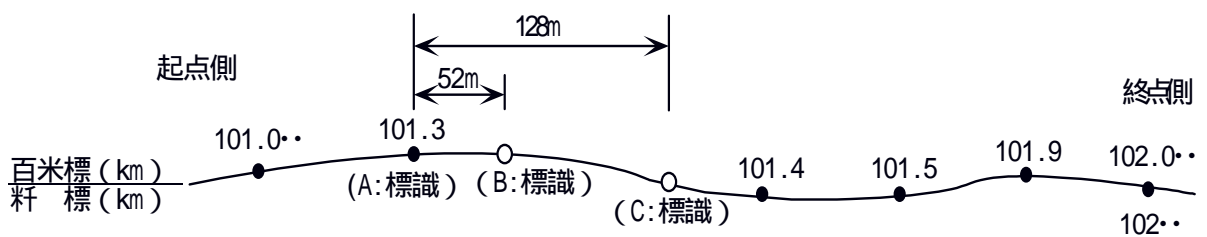
(記入例)

横断歩道橋、地下横断歩道の場合



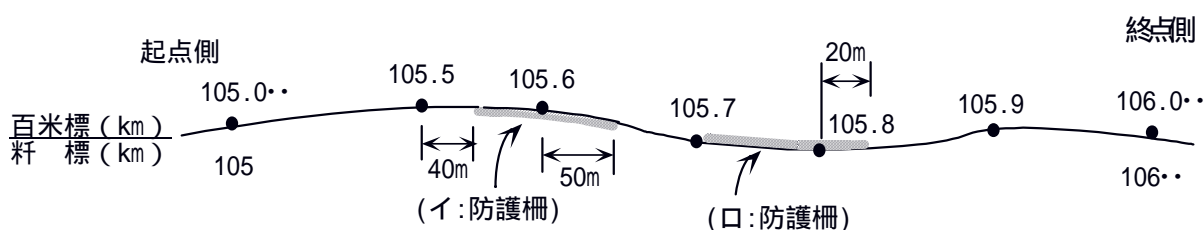
(記入例)

延長方向に長さを持たない施設の場合(道路標識、道路照明等)



	百米標	百米標からの距離
A : 標識	101.3 +	0 ( m )
B : 標識	101.3 +	52 ( m )
C : 標識	101.3 +	128 ( m )

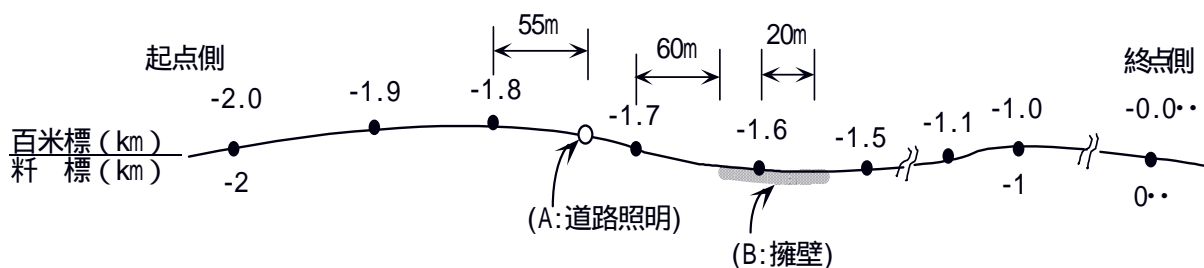
延長方向に長さを持つ施設の場合（防護柵、擁壁等）



イ：防護柵 105.5 + 40 ( m ) ~ 105.6 + 50 ( m )

口：防護柵 105.7 + 0 ( m ) ~ 105.8 + 20 ( m )

マイナス ( - ) の距離標に施設がある場合



A：道路照明 - 1.8 + 55 ( m )

B：擁壁 - 1.7 + 60 ( m ) ~ - 1.6 + 20 ( m )

## (6) 整理番号

整理番号とは、各施設毎のデータを一意に識別するための番号である。

既存施設の更新を行う場合は、既存データ（道路施設台帳）受領時に予め設定されているため、この番号を利用すること。

## (7) 調整年月日

新規で記入表を作成した年月日を西暦（8桁の半角数字）で記入する。

（例）2005年10月10日の場合、「20051010」

## (8) 改訂年月日

既存台帳を修正した年月日を西暦（8桁の半角数字）で記入する。

（例）2005年3月31日の場合、「20050331」

## (9) 備考

特記事項を記入する。尚、入力の際には“改行”を行ったり“,(半角カマ)”を使用しないように注意する。

## (10) その他

コード入力時の注意事項

コード表より「その他」コードを選択・記入した際には備考欄に必ず内容を記入すること。

現況写真の撮影方法

現況写真の撮影方法は、表 5「現況写真撮影方法」を参照して撮影すること。

該当なし時の台帳記入方法

台帳の作成においては、必ず何らかの値を記入する。つまり未記入(ブランク)にしないものとする。

「該当なし」の場合は、「\*」を入力する。

なお、「該当なし」とは、以下のことをいう。

「該当なし」：コンクリート橋の場合の橋梁上部工における「鋼上部工鋼重」の項目のように、データの組み合わせによって不必要な項目。

その他

道路施設台帳の入力方法が不明の場合は、工事監督職員を通してデータ作成支援部署に問い合わせることとする。